

市長と一緒にティータイム開催要領

1 趣 旨

市政やまちづくり等に関し、市民の意見を広く聴き市政に反映させるため、各種団体や市民グループ（以下「団体等」という。）と市長が直接意見交換を行うことで、市民参加のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

2 開催方法

- (1) 対 象 市内に在住在勤又は在学している概ね5名以上の者で構成された団体等とする。ただし、反社会的勢力と関係のあるものを除く。
- (2) 開催時期 参加しようとする団体等と協議し決定する。ただし、議会会期中を除く。
- (3) 開催時間 午前10時から午後9時までの間で90分程度とする。
- (4) 募 集 「広報そでがうら」、「袖ヶ浦市ホームページ」及び各種SNS等で募集する。
- (5) 申 込 み 参加しようとする団体等の代表者は、開催日の20日前までに参加申込書（様式1）及び参加者名簿（様式2）を提出する。
- (6) 開催場所 参加しようとする団体等と協議し決定する。
- (7) テ ー マ 年間を通して市がテーマを設定する。ただし、参加しようとする団体等の意向があればその限りではない。
- (8) 職員同席 テーマによって担当職員が同席する。

3 特 徴

- (1) 団体等で参加できる。
- (2) 市長と自由に意見交換ができる。
- (3) 公募による開催
- (4) 開催概要を市ホームページで公開（個人情報について配慮）する。

4 その 他

- (1) 個人的な要望や団体交渉はできない。
- (2) 単なる要望や苦情などの行政相談、特定の個人・団体に対する誹謗・中傷や宗教の布教等を目的とした内容は行わない。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。